

京都市医療扶助審議会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第92号

京都市医療扶助審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市医療扶助審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項及び第4項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市医療扶助審議会条例に基づく京都市医療扶助審議会の会長又はその職務を代理する委員であった者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)